解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

福岡市東区香椎駅東四丁目四〇番一号

株式会社日進住研

代表清算人　白石喜久夫

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十八年十一月七日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

宮城県気仙沼市赤岩五駄鰐四三番地二

気仙沼・本吉地区土地開発公社

清算人　菅原　茂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十日埼玉県の認可を得て、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

埼玉県比企郡鳩山町楓ケ丘二丁目一八番一号

学校法人町田学園

清算人　町田　忠一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月三十一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

岐阜県関市洞戸市場八一六番地

宗教法人龍源院

清算人　武藤　實学

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年九月十四日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

茨城県日立市助川町一丁目一番地一号

清算法人本郷前土地改良区

清算人代表　和田　浩一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月八日開催の社員総会の決議並びに静岡市保健所長の認可により平成二十八年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

静岡市清水区浜田町六番四三号

医療法人社団養浩会

清算人　山田　昌興

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十月二十四日で解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

静岡市清水区清水村松地先新田一三番地の一

医療法人社団千尚会

清算人　宮原　宏次

配当公告

岡山市北区大安寺南町二丁目七番二三号アスナロ大安寺一〇三号、開始決定時の住所岡山市北区大安寺南町二丁目七番二三号ケアホーム大安寺一〇三号　破産者　三宅　俊作

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十七年（フ）第一一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四、二一四、六一〇円

一、配当することのできる金額

金一七、二〇八、六〇九円

平成二十八年十一月二十九日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階　破産管財人　弁護士　武政　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市大迫町大迫第三地割八七番地一、最後の住所東京都中野区東中野五丁目二〇番八号　シルバーマンション三C

被相続人　亡　八重樫　聖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市花岡町字繋沢六八番地、最後の住所秋田県大館市釈迦内字下大留三八番地二

被相続人　亡　高杉　博臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

秋田県大館市赤館町二番三号

相続財産管理人　弁護士　山口　謙治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字八森一〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石沢　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

山形市城北町一丁目三番一七号　五十嵐法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青柳　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市字一丁目四六四三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　眞壁　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田代　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街ほ二四七番地、最後の住所千葉市中央区大巌寺町一三一番地一Ｉ日ハイツ〇二号　被相続人　亡　小川　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐輔

準備金の額の減少公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日を効力発生日とする株式会社アイ・トーヨーシューズとの株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年十一月二十九日

東京都港区白金台四丁目一〇番八号

株式会社イナバ

代表取締役　稲葉　一樹

第49期決算公告

平成28年11月29日

東京都港区白金台四丁目10番8号

株式会社イナバ

代表取締役　稲葉　一樹

貸借対照表の要旨（平成28年1月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	544,122
	固定資産	648,772
	資産合計	1,192,895
負債及び純資産の部	流動負債	67,990
	固定負債	61,642
	株主資本	1,063,262
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,043,262
	利益準備金	120,000
	その他利益剰余金	923,262
	（うち当期純利益）	(10,412)
	負債・純資産合計	1,192,895